

法教育推進協議会（第6回）議事録

日 時 平成18年5月23日（火）
午後3時01分～午後5時17分

場 所 法曹会館 寿の間

議 事

土井座長 それでは、所定の時刻になりましたので、法教育推進協議会の第6回会議を開会させていただきます。

まず最初に、本日の配布資料の確認を事務局の方からお願いします。

吉村参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

資料1は、「法教育推進協議会・論点整理（案）」でございますが、内容につきましては、おって土井座長から御説明がございます。

資料2は、本日御臨席いただきました田中先生の御講演のレジュメ「法の社会的役割と基本的価値の理解のために」でございます。

資料3-1は、江口委員がおつくりになられた「小学校における法教育の在り方についての私見」というもの、それから資料3-2は、本日御講演いただきます筑波大学附属小学校の都留先生がおつくりになられた「小学校における法教育の授業と教材」というものでございます。それから参考資料として『法教育』に関する実践研究」という冊子を配布しております。

資料4は、裁判員教材に関する意見募集結果と附属資料でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。

まず最初に、論点整理についてお諮りをしたいと思っております。

前回の推進協議会におきまして、論点整理を行うこと、それから論点整理の基本的方向性について御了承をいただきましたので、私の方で事務局と相談し、論点整理（案）を作成いたしました。事務局の方から事前に委員の皆様にお送りし、御意見を踏まえまして、本日の配布資料1のようにお取りまとめいただいたものでございます。

構成としましては、最初に前文がありまして、その後、「報告書提出後の法教育をめぐる動き」、そして「法教育推進協議会における協議内容」という2つの柱になっております。

一度各委員にはお目通しをいただいていると思っておりますが、この論点整理（案）につきまして御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、この形で論点整理（案）を決定いたしたいと思っております。

この論点整理（案）につきましては、本日御確定をいただきましたので、公表するという事にさせていただきます。

今後の推進協議会の検討の方向性につきましては、既に前回御了承いただいておりますが、改めてこの論点整理を確認して、今後はこの方向で協議を進めていくということにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次の議事に進みたいと思います。

本日も前回に引き続きまして、専門の先生方からお話を伺うということになっております。

本日は京都大学名誉教授であり、現在、関西学院大学法科大学院教授として御活躍の田中成明先生においでいただきました。

田中先生、本日は本協議会に御足労いただき、誠にありがとうございます。

田中先生は私の恩師でもありまして、法哲学、法理学の第一人者であり、法哲学に関する

御著作も多数著しておられますが、法的思考とはどのようなものか、法の考え方、用い方など、法的なものの考え方に着目して、今日お話しただけだと思いますが、相互主体的行動調整フォーラムという視点から、法のあり方について検討を究められた先生でございます。また、この法教育推進協議会のベースになっております司法制度改革におきましても、法科大学院構想を初め、さまざまな分野で主導的な役割を果たされてまいりました。

法教育は、究極的には法的なものの考え方を身につけることを目指しているわけですが、本日は田中先生から法の実現すべき基本的価値を御提示いただき、法教育の進むべき方向をお示しただけというまたとない好機になると思っております。

本日は、「法の社会的役割と基本的価値の理解のために」と題してお話をいただくことになっております。

それでは、田中先生、よろしく願いいたします。

田中教授 田中でございます。

私に依頼されたことは、この法教育を学校教育のカリキュラムの中にどういうふうに位置づけるかということを検討されるに当たって、参考になるような仕方で法の社会的な役割とそれから基本的価値の理解について、政治・経済・道徳などとの相互連関、差異化ということに留意しながら説明することでございます。

今、土井さんから御紹介いただきましたように、こういうことを専門的にやっているわけでございますけれども、これがなかなか簡単なようで、結構厄介な仕事だということでございます。ただ、司法制度改革にも関与しまして、やっぱり制度改革というのは基本的には人の考え方、文化を変えていかないことには成功しないんだということを言っている手前、これはもう引き受けざるを得ないお仕事だと思ってお引き受けした次第でございます。

ただ、時間が余りございませんでしたので、十分に準備ができておらず、これまで書いたり話したりしてきたことをできるだけ御要望に伝えるような形でアレンジし直した程度のことしかお話しできませんので、その点はお許しいただきたいと思っております。

私の専門領域だけではなくて、私の話も基本的には非常に抽象的で難しいと言われておりますので、少しでも御理解していただきやすくするために、レジюмеを詳しく準備させていただきました。大体このレジюмеのような構成と内容で、まずお話しさせていただきたいと思っております。

まず、法のイメージとか役割理解のあり方でございますけれども、一般の人々の法イメージ、これは子どもの法イメージと必ずしも同じでないところが難しい問題だと思うんですけども、大体そこにありますように、強制的で権力的だとか、あるいは社会秩序を維持するとか、権利とか自由を保障すると、そのような理解が一般的だと思うのですが、こういう理解、イメージがどうしてもでき上がるかといいますと、やっぱり犯罪とか刑事裁判のマスコミ報道を通じて形成されるイメージと、それから学校教育で習った知識に基づくものであって、自らの体験に基づく実感ではない場合がほとんどではないかと思うわけです。実際、法体系に基づく法イメージでも、例えばマンションを買ったり色々な商品を買ったりして、その買う段階ではほとんど法ということを意識せずに、何かトラブルがあって困ったときに、初めて、さあ法的な問題だというふうな意識をするというので、そういう普通の契約もそうですけれども、日常生活が円滑に進んでいるということ自体が法をベースにして営まれているんだという実感はほとんどないのではないかと思うわけです。

しかし、やはり法の社会的な役割を理解する場合に、こういう犯罪とか裁判というのは、いずれかといえばやはり非日常的な現象でして、しかも国家の強制権力との関わり合いで、初めて法を意識するということになるわけです。ところが、こういったものは適切ではなくて、我々の日常生活自体がいろいろな法によって取り巻かれておいて、法をベースにして営まれているということを知ると、やはり自覚させるということから、法の理解を深めていくのが重要ではないかと思うわけです。

こういった観点からみますと、この法務省における法教育の研究、法教育のあり方の検討が、まずは「司法」教育ということから始まって、ある段階から「法」教育に視野を拡大されたというのは、これは非常に意義深いことであります。

といいますのは、司法制度というのは確かに法システム全体の核心、中核部に位置することは間違いのないわけですが、法が実際に社会に果たしている色々な役割を理解する場合、法の第一次的な役割というのは、やはり人々が自主的に活動をするために、準拠あるいは依拠すべき枠組みと指針を示して、そしてそれで公正で安全な社会生活が円滑に営まれることを確保することではないかと思うわけです。裁判などの司法制度は、こういった円滑な法システムの作動、オペレーションに何か支障が生じたときに、その回復を図るために強制的な権力を用いて二次的に動き始めるという関係になると思うわけですが、そういった意味では、司法だけに限定しますと、こういった強制権力の行使と繋がらない社会レベルにおける法のいろいろな自由な機能が視野の外に置かれてしまう、あるいは、法と人々の関係でも、法的な規制とか保護、救済の客体としての側面が強調され、その法を用い動かす主体だという側面がどうしても背後に退いてしまうというふうに考えるわけです。

そういったことから、私は法の社会的な役割を理解する場合には、法システムをトータルに見た場合、その本領というのは、この国家が強制権力を用いて人々に一定の行動を義務づけたり規制したりすると、そういう強制的な命令システムということよりも、やはり色々な考え方、生き方をする人々がお互いに自由平等な人格であることを相互に承認、尊重し合いながら、公正な手続ののっとなって共通の法適用に基づく自主的な取引交渉あるいは理性的な議論を行って行動調整を行うフォーラムだと、こういうことを前面に出した法の社会的な役割の理解をすることが重要ではないかと考えているわけです。

こういった現代社会において法が果たしている役割、機能というのは非常に多様でして、これをどういうふうに理解するかというのは、まさに法哲学とか法社会学で法とは何かという法の概念規定、法の本質規定の重大問題でして、いろいろな見解が対立しているわけですが、法のいろいろな社会的機能のうちのどれに焦点を合わせるかによって、その法の本質とか特質のとらえ方が変わってくる。やはりその見方によって法の特質のクローズアップされる側面が違ってくるということをもっと認識するのが重要ではないかと思うわけです。

最近の法哲学とか法社会学で、法の本質規定においてこういった社会的機能をベースにして法理論が展開されているかということをもっと整理してみますと、お配りしたレジュメに挙げた4つぐらいの社会的機能がベースになっているというふうに考えます。もちろんこれは一応4つに分けておりますけれども、相互に交錯をし合っており、それぞれの機能とか特徴、あるいはそれが果たそうとしている目的がこういったキータームで説明されているかということをもっと見て、問題点を見ていきたいと思うわけです。

まず、社会統制機能という、これは余り最近統制という言葉が嫌がられて、社会制御と言

われていますけれども、要するにsocial controlというのでして、これは刑事法中心の見方です。犯罪に対して刑罰を規定して、犯罪を抑止し処罰するといった一定の行動様式を強制的なサンクションを規定して義務づけるという機能、これが最も古くから法の基本的な機能だとして理解されてきているものだと見ていいと思います。そして、法とか道德などはこういうsocial controlの手段であって、ただ、法と道德の違いは、要するに強制力があるかないかと、そういうアプローチが一番ポピュラーだと思うわけです。

こういった法の社会統制機能を理解する場合には、国家が強制権力をバックにして人々の行動を義務づけるという側面よりも、むしろこういった強制権力の行使が法によって規制されていることがやはり法的には重要で、これが法の支配のミニマムな要請だという点に注意する必要があると思います。

それから、この強制の問題を考えるとときに、やはりその強制によって自由を制限するんだということに第1次的な関心が向けられるわけですが、しかしやはり自由を保障するために強制が要るんだと、その強制によって自由を保障するんだという側面にも目を向ける必要があって、これは秩序とか安定・安全があつての自由だという理解に繋がっていくと思います。

それから、2番目の活動促進機能というのは、これは民事法中心の見方で、私的自治の原則をベースに法を理解しようとするアプローチでして、これは1に対する批判でもあるわけです。人が色々な強制的なサンクションを用いて行動を義務づける場合でも、決してそういった強制権力を行使したり、人々の自由を制限するという自体を目指しているわけではありませんでして、そういった義務を賦課する規範は、例えば契約とか遺言、会社の設立、そういったことを有効に行うための方式を規定する私的な権能付与規範、そういう私的な権能規範と組み合わせさせて、人々がいろいろな目標を実現するために準拠すべき指針とか枠組みを提供して、私人相互の自主的な活動を予測可能で安全なものにする。そういう促進的、支援的な機能を果たしているということを強調するわけですが、こういう見方は国家の統制権力の行使と直接結びつかない社会レベルにおける私人相互の間で、横の関係での法の機能というものを強調して、1のような見方を批判するわけです。

こういったアプローチでは、人々はその法的な規制とか保護の客体よりも、自立的な責任能力ある法的人格者として相互関係を自主的に調整するために法を用い動かす主体だと、そういう面が前面に出てくるわけですが、ほぼ円滑に動いている日常的な状況では、人々は契約、権利、義務というふうな法的な観念を用いて自主的な行動調整、利害調整を行っているわけですが、法の主たる役割というのは、こういった私人相互間の取引交渉とか合意形成が不当な強制が排除されたフェアな状況のもとで行われて、その合意内容が社会一般の正義、公平感覚から著しくそれないようにする。そういうふうにならざるにさまざまな側面から指針を提供して規制を加えるということに向けられていて、これは不可欠ではあるんですけども、やはり合意の形成と実現を間接的に促進して、その外面的に保障すると、そういう補助的な役割を果たしているということになるんじゃないかと思うわけです。

それから、3番目は紛争解決という社会的な機能です。これは手続法・訴訟法あるいは司法制度を中心とする見方になります。どうしても紛争解決ということは法に拠るわけですが、法というのは一般的な法的規準を定めて、あらかじめ権利、義務関係を明確にして紛争を予防するというだけではなくして、具体的な権利侵害、義務違反、紛争が生じた場合に備えて、

この法的紛争解決の規準・手続を整備して、最終的には裁判所が公正な手続に従って公権的な裁定を下す仕組みを提供していると、こういうものを中心に法を捉えようとする視点になります。

これは1, 2の機能とも重なり合っていて、3の機能は、1, 2の機能の実効性を確保する上で不可欠な一部の局面を中心とされていて、専門的な法律学とか法実務では、この機能がやはり一番前面に出てくるわけです。しかし、法システム全体の機能の理解では、先ほど話した2つの機能に比べると、通常は背後に退いていて、それがうまく動かないときに、初めて前面に出てくる2次的、補助的な役割と見てよいのではないかと思うわけです。

それから、4番目は、これは余り注目されないんですけども、実際は非常に大きな役割を果たしまして、行政法とか社会経済法、つまり一定の政策目標を実現するための手段という性格の強い法令に焦点を合わせた見方です。現代国家では、やはり法というのは経済活動の規制とかいろいろな公共サービスの提供、社会保障、保険、税金とか、いろいろな仕方です。法を用いて社会経済生活へ関与をしていくわけです。

こういった法令のウエートは、実際には非常に大きく、普通一般に使う小さな六法から大きな六法に変わったときには、その大きな六法は、増えているのはほとんどこういう資源配分的な法令です。法律の条文を読んでいて、大体第1条に目的規定とか趣旨規定があるのはこういった資源配分的な法令です。民法とか刑法にはその目的も趣旨も何も書いていないわけです。そういった法令が非常に増えてきています。

こういった法令は、先ほど話した3つの機能が普通は一般の人々に対して一般的な行為規範を指図して、それに違反したり、あるいは紛争が生じたときには、事後的、個別的手法で対応する、つまり、まず行為規範を示して、後で裁決規範で作動するという形をしているんですけども、行為規範は要するに一定の政策目標を実現するための組織、権限、手続に関する行政機関への指図が中心です。大分機能方式が違うわけで、特にこういう強制的、権力的な法というイメージでは、この資源配分的な機能というのはとらえられない。ただ、活動促進機能と違うというのは、活動促進機能というのは公権力がほとんど関与しなくても認識できる機能なのに対して、この資源配分機能というのは、必ず公的な規制法が関与をしている。その点では、人々の自立的、主体的な姿勢は弱まって、受動的・受益者の姿勢を強めるのではないかという問題をこの資源配分的な機能に関しては持っていると思います。

こういった資源配分的な機能をどうとらえるかというのは非常に難しく、各法令によってかなり違うわけですが、基本的には公的機関によるパタナリズム的な規制・保護よりも、人々の法を用い動かす自立的な能力を強化して、人々の自主的な活動促進ができるだけ公正な状況で行われるように社会経済的な条件を整備する。そういった意味で、最近よく使われるempowermentという機能を重視する方向に進んできているのではないかと思われるわけです。

先ほどちらっと見ていたら、この論点整理(案)の中にもありました、消費者保護基本法からその消費者保護の保護が取れて、消費者基本法に変わって、むしろ消費者契約法をベースに消費者問題を考えていこうというアプローチなどがこういうempowerment的なアプローチの1つの現われだと理解されています。

問題は、こういった社会的な機能全体をどういうふうに統合的に理解するかということです。私自身の考え方は、もう今の説明の中で先取的に説明したところはあるのですが、法

の社会的な機能としては、まず社会レベルで私人相関の横の関係、水平関係をベースにしてとらえる。そういった意味では、活動促進機能が中心で、社会統制機能というのは、やはりその活動促進機能の外枠であり、紛争解決機能というのは、こういう活動促進とか社会保障が円滑、公正に作動するための装置だと考えます。通常は社会統制という面ができるだけ背後に退いて、活動促進が前面に出て法が動いているのが理想的だというふうに考えるわけです。

4の位置づけは、先ほど話したように、やっぱり empowerment ということを強調していくと、活動促進を支援すると、そういう位置づけの理解になるんじゃないかというふうに思うわけです。

これが社会的な機能、社会の役割についてのざっぱな説明です。

次は、こういうふうに理解されたいろいろな機能を通して、法というものはどういう価値を実現しようとしているかと、あるいは実現すべきなのかという問題です。

この点につきましては、法の実現すべき価値については、法による正義の実現ということ、これはもう古くから言われていますし、最近の我が国では、司法制度改革でもこの法教育研究会の報告書でも、自由で公正な社会を支える法というのがよく使われているんですけども、この正義とか自由、公正という価値の実現には、やはり政治・経済・道徳も関わっているんで、法の実現すべき価値を考える場合には、こういったものとの相互連関・差異化をどういうふうに考えるかということが非常に難しい問題になると思います。

この場合も、やはりこの法とは何かという法の本質を手がかりに考えていくことになると思うのですが、こういう問題を考える場合の手がかりとしては、そのレジュメに挙げた4つぐらいの特徴が考えられ、そして重要ではないかと思われま。

1つは、法というのが強制権力の行使と規制、特に規制に関わっているという点が1つの特徴になります。

それから、2番目の特徴は、一般的なルール・原理による権利、義務関係を規律するという法の一般性と言われているものです。

それから、3番目の特徴は、これは2の1つの系だとも見ることはできるのですが、法的な意思決定の特徴で、これは法的意思決定として、典型的には判決を念頭に置いて考えますと、要するに、いろいろな規律方式で定められた一般的な要件に具体的な事実を当てはめて、その要件に該当する事実の存在が認定される限り、その事実によって一定の法的効果を与えるという要件、効果という形でいろいろな物事を考えて決定をしていくというのが1つの法的決定の特徴ではないかと思うわけです。

これはどういう特徴を持っているかというのは、レジュメにありますように、その目的 = 手段図式とか合意型調整図式と対比すればわかりやすいわけですが、目的 = 手段図式というのは、要するに一定の目的を達成するために最も効率的な手段を選択するということです。これは政治、行政、企業経営なんかで一般的に用いられており、要件効果というよりも、その目的、手段によって物事を決めていくというものです。それに対して、合意型調整モデルというのは、その関係者ごとのその場ごとの交渉によって、合意可能な案を探るって利害調整をしていく。司法取引がその典型ですし、法的にも和解なんかのADRというのが大体これで行われているというわけです。

法的な意思決定というのは、やはりこの要件 = 効果図式で物事を決めなければならないとい

う点が重要な特徴だと思います。

それから、4番目は、法が実現すべき価値ということを考える場合、どうしても法を用いて、つまり法を手段として追求を実現されるべき何か法の外にある実質的な価値が考えられがちなんですけれども、やはりそもそも法が法として存在して機能を果たすためには、その前提として備えていなければならない、あるいは実現しなければならない一定の内在的な価値がある。これを理解することは、やはり法の基本的な価値を理解する上で非常に重要ではないかと思うわけです。

以上、話した特徴点は、後で話します法の支配という法独自の理念の中身を理解する場合に非常に重要といますか、むしろその要素の中身、核心部分を先取りしていると理解してもらってもいいと思うわけです。

こういった特質を手がかりに、一般に法が実現すべき価値だと言われている主なものを取り上げて、それぞれの中身をどのように理解して、政治・経済・道徳などとの相互関係・差異化をどのように考えるべきかということについてざっと見てみますと、まず正義ですけれども、これは非常に多義的なので、正義に関連する観念について、特に法外在的、法内在的ということに留意しながら関連を見ていきますと、一番ポピュラーなのは実質的な正義で、事件の中身とか判決などの内容を評価する場合に、この実質的な正義が重んぜられて、これは普通正義といえばこの実質的な正義の問題を議論しているわけで、これは政治・経済・道徳とも共通する価値で、基本的には法外在的な価値だと言っていいと思います。

ただ、問題はこういった実質的な価値というのは、やはり現代では価値観・世界観とも多元的であって、そういう多元性を前提した上で、いろいろな価値観・世界観を信奉する人々とはどうして一緒にやっていくか、そういう制度的な枠組みを確保、実現するということが法システムの基本的な役割だと考えられるわけです。

そのように見た場合、これは最近のポストリベラルの見方からは批判もあるんですけども、なぜなら公私区分論を立てて、正義というのは基本的には公的な領域に關与するんだと。そして、善といいですか、良き生き方、これはやはり個人の良き生き方の問題は道徳の問題で、これは私的な領域の問題だと。そういう仕方で法と道徳の実現すべき役割を区別しようというのが法的な理解としては一般的ではないかと思うわけです。

そういった場合、それじゃ正義とは何なのかということについては、レジュメに挙げているように、政治的法的な権利、義務とか社会経済的な利益・負担の適正な割り当てを評価する価値原理、これが正義問題とされているんですけども、そのように理解した上でも、やはり法だけではなくして、政治経済とも共通していくという問題があって、法独特の、法独自の価値だとは言えないという問題が残ると思います。

こういった実質的な正義に関して、法との関係で重要なのは、アリストテレス以来、配分的正義と交換的（矯正的）な正義と言われているんですけども、これについて配分的正義が公法あるいは立法者の正義だと言われて、交換的（矯正的）な正義、これが私法、あるいは裁判官の正義だというふうに言われてきております。近代法の公私二分論のもとではどのように言われてきたんですけども、最近では私の法にも配分的正義が入ってきています。特に不法行為とか契約の問題でやっぱり配分の問題が入ってくるから、こういう形で配分的正義は公法の正義、交換的（矯正的）正義は私の法の正義、あるいは立法者と裁判官、というふうに分けるのは、そうストレートにはつながらないんじゃないかというふうに思われま

す。

それから、配分的正義の具体的な内容というのは、何々に応じてというふうにいるんですけれども、一定のメリットといった行為に応じて配分していくというのが伝統的な考え方です。これも最近こういう配分というのは経済の領域以外、あまり評判はよくないんですけれども、法の場合には、これ刑事責任、刑法の責任主義のベースには、やはりこのマイナスの功績をベース、つまり何かやったということベースにして責任を追求するということが基礎になっているという点から見ると、やっぱり功績原理というのは全く無視できない。本人の資質とか行為と全く無関係に責任を問うということはできないということになっていると思います。それから、必要原理というのは、これは資源配分の場合の正当化要因として非常に注目をされているものです。こういった点に注意する必要があるんじゃないかと思います。

次の形式的正義は、これは「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように扱え」というものですが、これは内容空虚で何の意味もないんだと批判する意見もあるのです。しかし、それはそうではなくて、実質的な正義の中身いかに問わず、一般的なルールが存在とそれを公平に適用するという要請をこの形式的正義は要請しているのです。これは法内在的な正義であって、公権力行使における恣意専断を抑止して、社会経済生活の予測可能性を確保する。自由と安全はこれに拠っているんだというのが一般的な理解だと見ていいと思います。

次の手続的正義というのは、これは形式的正義と区別されずに、混同されることが多いんですけれども、これはやはり英米におけるヒアリングなどを要請する自然的正義とか適正手続をベースにして形成されたもので、もともと法的な観念を内在的な正義として、やはりこの手続的正義というのは非常に重視されているというふうに思われています。

何が具体的に要請されているかという点、やはり最近の理解では、関係者をできるだけ対等に扱って、公正に参加する機会を保障するという、その手続的な公正の問題と、それから裁定者、裁断者の公平性・中立性の要請、それと手続的な合理性といいますが、要するに議論とか決定というのはやはり理由を伴っていなければならない。それが非常に最近重視されてきているという、この3つぐらいを中心に考えられていると思います。

基本的には、紛争解決機能との関係が重視されている価値ですが、最近ではやはり何が実質的な正義なのかについて、先ほど話したような多元化傾向との関係で、これが非常に重要視されて、法の領域でも実体的な規制はなかなか難しいということから、実体的な経緯を介して手続化傾向が目立つ。つまり一定の手続を踏んだら、その中身を問わず、それはオーソライズ、承認していこうという形で、実態的に権利、義務を規制するよりも、そういう手続化という形で配慮する傾向が増えてきていると思います。

個別的な正義というのは、これはequityのことです。これは法的安定性の犠牲において具体的な妥当性を確保するというふうに使われていますけれども、裁判などにおいては、このequityということは非常に重要視されていると言っていいと思います。

次の法的正義、これはこのあたりからそれほど確固とした共通な理解がない観念ですが、legal justiceということはいくらも使われているんです。これは適法的正義あるいはlegalityなどと呼ばれて、法内在的な正義と位置づけられているんですけれども、意味するところは論者によって非常にずれていて、最近はいくらも使われなくなっています。中身は、一番広いのでは、いわゆるlaw and order、法と秩序という、要するに法は守れとい

うものが一番広い理解で、それからもう少し内容を進めると、いわゆる法的安定性とパラレルに理解されます。法的安定性といっても、レジユメにあるように、法による安定性、法自体の安定性それから保守的な安定という幾つかのバージョンが考えられるというので、どれを念頭に置いて法的安定性を考えるのかというような問題があります。

それから、法の支配と一緒に理解される場合もあるんですけども、ただlegal justiceというと、要するに法は守れとあって、欧米の学者が伝統的な律令法制のもとでの法秩序を批判する際に言っているように、「rule of law」と違って「rule by law」に拡散していくというのがこの適法的正義には問題が見られると思います。

正義以外の価値につきましては、まず自由と平等が法の実現すべき重要な価値であることは、これを広く承認されているんですけども、この概念自体の理解あるいは両者の関係をどう調整するかというのは、これはもう実質的正義論の中心的な争点なので、これには立ち入らずに、法との関わり方で注意すべき点だけを話しておきますと、自由については、先ほど話したように、やはり強制との関係をきちんと理解することは重要であって、いろいろな利害関心を異にする多数の人々の自由を相互に尊重するためには、やっぱり一定のルールによって規制、そういった意味では強制することによって、初めて自由は保障される。自由というのは、これはいろいろな1つの制度によって規定された権利、義務の複合体なんであって、何でも自由にできるというのは法的には自由とは言えないということと、それから一般的なルール・原理によって権利、義務関係を規制するというのは、やはり一般的なルールならば、それに従うか従わないかということについて、自分で判断して、自分で責任を負い得る。そういう人を前提にして規制をしているんだということがあられるわけで、法的な規制の仕方というのは、やはり一般的なルールによって判断の余地を残している、こういうことが責任主義との関係でも重要ではないかと思われまます。

それから、平等についても、形式的平等、実質的平等、機会の平等、結果の平等、いろいろな区別がありますけれども、基本的には法的な規制というのは形式的な平等とか機会の平等と親和性があるということと、それから自由についても平等についても、どちらについても法の関わり合い方は、積極的に自由を実現するとか、平等を実現するというよりも、negative approachと言いまして、不当な自由の制限をなくする、それから不合理な格差をなくするという、要するに不都合な方を矯正するというにどうしても法の役割というのは向くし、そういう内在的な性質を持っているというふうに言っていると思います。

それから、公正ということなんですけれども、これはfairnessの訳語としてここでは考えられますが、ただ英語のjusticeも公正と訳されることが非常に多くて、最近では自由で公正な社会というふうなことを言われてくると、公正の中身というのは、これがなかなか難しく、実際公正の中身は余りきちんとした説明がないんですけども、伝統的には、やはりfair playという言葉がありますように、手続的な価値にかなりウエートを置いた観念として公正というのは観念されてきたと言っていると思います。

自由と公正と並べている場合には、やはり公正というのは平等にかかわり、理由なき差別、格差をなくする、そういうニュアンスが強いんじゃないかと思われまます。ただ、全般的に、例えばそのこのロールズの正義論等では、やはり公正というのは手続過程だけではなくして、内容とか結果の規制原理にもなっているということが全般的な傾向として言えると思います。

それから、次の権利、義務、責任ですけれども、これは法だけではなくして、政治・道徳でも共通に用いられる価値とか用語です。これについてはやはり法規万能主義といいますか、リーガリズムの弊害を是正するのが非常に重要でして、道徳的な責任とか義務というのは全部法によって規制しろという積極的な法規万能主義よりも、むしろネガティブな、否定的な、消去法的な法規万能主義の方が問題で、要するに法をきちんと守っているから、法的だけ守っているから道徳的な義務もないと、道徳的な責任もないんだというふうな形で考えられる消極的な法規万能主義というのが結構日本社会に蔓延しておいて、法をきちんと守っているのに、何で責任を問われる必要があるのかということなんですけれども、しかしこれはコンプライアンスというのが法令遵守と訳されることというのが1つありまして、法令遵守というのはコンプライアンスの最低、ミニマム基準なんであって、法令さえ守っておればコンプライアンスが全部できているというふうな理解そのものに問題があるので、特に政治的責任とか道徳責任と法的責任の区別を考える場合に、このあたり、法的な責任がなければほかの責任もなくなるんだというふうな意識を持たないように教育することが非常に重要ではないかと思っております。

そういう具合に考えると、やはりそれじゃどうして法的というものを区別するかということ、やはり裁判によって追求できて救済されるし、強制的に実現できるかどうか、これが法的なメルクマールとしては一番分かりやすいと思います。ただ、責任も権利も義務もこれに尽きるものではないんだということを理解することは必要ではないかと思えます。

それから、権利、義務、責任などについては、やはりこれは契約とか民主的な決定によって、何か自分が参加した自己決定によって出てくるものと、国家などの共同体に属していることによって一定の権利とか義務とか責任が出てくると、こういうもので、自分が何も承認していないから、それに従わないんだというふうな発想の区別がこれは重要ではないかというふうに思います。

法の支配というのは、これは法内在的な価値で、これが正義原理と法システムを架橋する原理だと言っていいと思うんですけれども、この中身につきましては、やはり法の支配は人の支配に対するもので、法による権力規制が核心的な要素であることは間違いのないと思うんですけれども、ただ中身についてはいろいろな理解があって、意見が対立しているんですけれども、それは整理してみますと、基本的には先ほど正義について話したような法内在的な価値とプラスアルファで、プラスアルファについては、そういった法の支配によって実現しようとしている実質的な価値理念とその法の支配を具体的に制度化する制度構成・運用原理、こういったものをどこまで膨らませるかによって、その中身が違ってきているというふうに理解していいのではないかと思います。

ミニマムの形式的・手続的な理解としては、先ほど話した形式的正義、手続的正義の中身がいろいろな法の支配の要請内容として理解されていて、そういったものは内容的に見ると自由の保障に照準を合わせますけれども、形式的な平等は、これはもう当然内含しているというふうに思います。

それに対して、実質的な理解というのが最近結構あるんですが、これは例えば日本国憲法における法の支配の要請内容として、そこに挙げている4つぐらいの要請があるんですが、これを手がかりに膨らませていこうというのが比較的分かりやすい理解でして、例えば立憲主義に基づいて、その立憲主義の一環として法の支配があるんだという理解は一般的なんで

どうぞ。いかがでしょうか。

小林委員 田中先生、今日はどうもありがとうございます。

正義について述べられたところで、実質的正義とそれから個別的正義という問題について、実質的正義というのは基本的には法外在的価値というふうに説明され、それから個別的正義というのは法内在的価値というふうに説明されていて、その違いをお聞きしたいのです。具体的に申しますと例えば、私がかつて裁判官をしていたころによく迷ったのは、一般的に法律を適用すると、例えば時効ですが、5年なり10年なりで債権が時効消滅するけれども、債権者と債務者の従前のいろいろなやりとりからすると、どうも時効の成立を認めるのは何か正義に反するという感じがして、例外的に時効の成立を認めない、あるいはそういう主張を認めないという判決を書いたことがあるのです。時効の中断もないし時効の利益も放棄もしていないのですが、ここで10年で債権が時効消滅したと債務者が主張することは、幾ら何でもひどいと考えたために、そのような判決を書いた訳です。そのときは、法律的には信義則を適用して、その債務者を負かせて、つまり債権者を勝たせたんです。そういうときには、裁判官としては実質的正義のつもりなだけども、しかし判決に書くときはそう書くわけにいかないの、一応法内在的価値であるかのように、つまり法律の中で説明してしまうということをするんですが、そういうときの判断というのは、この実質的正義なのか、あるいは個別的正義なのか、あるいは両方に関わることなのか、その両者の関係というのはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

田中教授 その個別的正義というのは、実定法の一般的なルールをそのまま個別的事例に適用すると、実質的正義の観点から見て、著しく不本意な結果が生じる。やっぱり実質的正義というの判断基準に食い込んでいるわけですね。

ただ、その場合でもやはりこの個別事例では何が何でも気の毒だというふうに、積極的に正義、公平を実現するというよりも、この不正義、この不公平は救済しなければならんというふうな一種のnegative approachで裁判の中に入れていくということではないでしょうか。

ですから、今おっしゃったように、判決理由を書かれるときでも、大々的に実質的正義の原則云々というよりも、この事例ではこれは幾ら何でもというふうな説明書きが大体判決書を見ると書いてあると思うんですけれども、そういうものを裁判の非常に重要な実現性価値だと考えております。

だから、実質的正義を視野に入れながらも、やはり個別具体的な事例でそれを取り込んでいくということから、やはりそれは法内在的な正義が入ってくるのではないかという理解なんです。

何か説明としては、色々な一般条項的なものとか基本的人権条項とかいうものを媒介にして入っていくというのが説明しやすいと思うので、あまりそのときにも大々的に正義原則を表に出して判決の正当化はされないのではないかというふうなことから見ると、やはり個別的正義が司法の本来の守備範囲ではないでしょうか。実質的正義を実現しているんだけど、役割としてはequity、個別的正義を実現しているんだというふうな発想方法になるのではないかというのが私の理解なんですけれども。

小林委員 もう1つだけいいですか。

これは先生にお聞きすべきことではないのかもしれないのですが、ものすごく迷うのは、形式的正義といいますが、時効制度というのがあるって、10年たったら時効で消滅するんだ

と、そういう前提でみんな動いているわけですし、99%の事件はそれでいいんだろうと思うのですが、この事件は幾ら何でもひどいといって、そういう例外的な個別的正義といえますか、実質的正義からくる個別的正義をこの事案ですべきなのかすべきじゃないのかということに多分相当裁判官はみんな悩むと思うのです。そういうときというのは何を基準にしたらいいか、何を基準に考えたらいいか、もし何かヒントをいただければと思います。

田中教授 私の意見は、確かに直接的には個別ケースなんだけれども、ある程度関連する類型的な事例があって、その類型的な事例については、こういう処理をしないと非常に不正義だ、不都合だというふうな形で、やはりアドホックにそのケースだけ違ってということではなく、ここでこういうふうな救済すれば、それが1つの判例として、ある種の類型的な事例についてはそういう形で救済されることになる、しかも社会的な納得を得る形が必要なのではないでしょうか。個別的な正義を実現するためにequityを働かせる場合でも、やっぱりある種の一般的な理由づけが要ると、類型的な理由づけが要るということで、あんまり気の毒だというふうな形だけでは処理しないようにするのが司法というのか、判決の論理ではないかというふうに僕は理解しているんです。幾らその場限りに見えても、外部からそう理解しているというだけで、やはりそれが先例になっていくんだということを認識しながら判断していただくということになるのではないかと思います。

小林委員 ありがとうございます。

大杉委員 すみません、大杉と申します。今日はありがとうございました。

1点、価値ということについて非常に課題を持ってしまして、先生の今日のレジュメであります3ページにたくさん自由、平等、公正、権利、義務、責任という形でお示しいただいているんですけれども、社会科学上の概念といえますか、いろいろな出来事を意味をとらえたり解釈したりするという機能を持つ概念と、その実現すべきものとしての価値ということとでいいますと、例えば自由というのは実現すべき価値でもあるし、この自由を使って政治や社会状況を説明する概念ともなると思うんですけれども、学校教育の中で、特に社会科学的な概念あるいは価値ということを教える場合に、これらは何か二面性を持っているものなのか、あるいはもっと価値ということと、法教育の中で特に基本となる価値というものを考えたときに、例えばこの権利、義務というのは価値なのかどうか。私は個人的には、これは概念なのかなとか思ったりするんですけれども、そういう整理をどのようにしたらいいのでしょうか。

田中教授 非常に難しい問題で、倫理学を目的論で考えるか義務論的に考えるかという問題と、その権利というのは望ましいから、権利を実現するものだというふうに考えるか、権利というのはいろいろな目的を実現する場合に、その制約原理になるんだと考えるか、という問題があります。要するに、法的な手段を用いて何か一定の目的を実現させる場合には、それを権利、義務という形に翻訳していく。権利という言葉を用いる以上、ある目的を実現する場合に、それはもう何が何でも実現できるんじゃないくて、その権利というスキームに乗る限りでしか実現できないというふうに理解している後者の理解だと思います。権利というのはどちらかというと義務論的に見る見方に対して、権利というのはやはり望ましい価値だから、どんどん権利は多ければいい、当たりましょうというふうな理解と2つの流れがあるような感じがするんですけれども。

この権利、義務、責任というのを、一応全部挙げたんですけれども、私はこれ一番最後の

権利，義務，責任というのは，どちらかというともそういう義務論的な形で理解して，より多くの自由とかより多くの平等を求められるのも，やはり権利という，あるいは義務あるいは責任という形でそれを実現していくという，その法的な形の問題だというふうに理解した方がわかりやすいというふうには思っているんです。ただ，それは倫理的には1つの義務論的な立場で，目的論的な立場をする人は，そういう区別自体を認めないと思うんですけれども。

私自身は，基本的には法というのは，今日の説明も全般的にそうですけれども，義務論的なアプローチで，どんな目的を実現する場合でも，法を用いて何かをやる以上，一定の枠組み，拘束はある，法によって何でもかんでもできるわけではない，というアプローチです。法を考えたときには，やはり法的な権利，法的な義務，法的な責任というふうなスキーム，思考様式を用いて物事を処理するという1つの枠組み的な概念として理解した方が理解しやすいんじゃないかと思います。倫理的な立場いかに問わず，ある程度法というのはきちんと決められたことは守らなければならないということを説明する場合に，この理解はふさわしいと思います。

ですから，倫理的には意見が分かれているから，僕のように皆さん考えられるかどうかというのはちょっと自信ないですけれども。

大杉委員 ありがとうございます。

土井座長 ほかいかがでしょうか。

上原委員 東京都教育委員会の上原と申します。

専門的なことではないんですけれども，私ども，法とか裁判というものに対しては，絶対的な尊敬とか信頼を持っているとともに，先生も御著書で書いてくださっているとおり，いわゆる何でもかんでも法にのっかって白黒つけることだけをよしとしないような，話し合いをもって和となすみたいなものをよしとする，そういう感覚ってどこかにあると思うんです。藤原先生の「国家の品格」なんかを読んでも，ああなるほどと思ってしまいます。だからといって，それだけでそれが何か日本的であるからよしというだけとは思わないんですけれども，まさにアメリカ的な法のシステムをとりながら，ただ制度としては整っていない中で，法の役割として今一体何が一番欠けていると先生はお感じになっていらっしゃるって，これだけはしっかり押さえないといけないと思っていらっしゃるのは何なのか。

例えば一番最後の最後でone of themと言われた言葉は，先生が御著書で書かれていらっしゃるキーワードの1つかなとメモしたんですけれども，その辺を，これだけはというのを教えていただければありがたいなと思います。

田中教授 いろいろなことがあると思うんですけれども，あんまり特殊な法技術的な教育をしなくても，やっぱり約束は守らなければならないと，自分の嫌なことを人にするなというふうな形で，一般的なルールを決めて物事を処理していくというふうなのが法の基本的なスキームだと思いますが，それで処理できる，あるいは処理すべき問題と問題でないものを区別できる力が重要だと思います。つまり，何か一般的なルールを決めて，多少個別の場合に不都合があっても，それを適用していった方がいいかと。この場合は適用しなかった方がいいというふうな，法というものをベースにして，色々な人がそれをベースにして色々な関係を取り結んでいるわけですから，それを崩せば，幾らそのときには都合がよくても，うまくいかなくなるというふうなことをやはり理解することからベースに考えることが必要です。

よく考えてみると、一般的なルールに基づいているいろいろな物事を処理するというのは、面倒なこともあるけれども、それをやっている方がいろいろな問題を解決できるという側面もある訳です。知恵がついてきて、トータルに処理するときには、メリットもあるけれども、デメリットもあるんだということを認識した上で、何にそういう思考様式を用いて、何に用いないかというふうなことが大切じゃないかと思うんですけれども。

ですから、ADRなんかでも、裁判という枠組みが背後にきちんとあると理解の上で、ADRを使っていくということを考える必要があるのではないかというような感じがしているんですけれども。

だから、非常にプリミティブな法の観念、法の支配というのか、法を守るという観念がやっぱり重要ではないかというふうに思っております。

上原委員 ありがとうございます。

土井座長 ほかいかがでしょうか。

江口委員 筑波大学の江口と申します。田中先生のご著書で法教育のアイデアを思いついた一人です。先ほど先生から「はじめての法教育」の中で、法と行政に関する教材の理解あるいは教材のあり方が少し足りないのではないかという御指示がありました。例えばどういう形で教材に盛り込んでいったらいいか。先ほど資源配分と言われましたが、それを例えばどう具体化していったら良いかヒントを頂ければと思います。

田中教授 ごみの集配所の場所の話は、やっぱり行政の問題ではないかというような感じがしたんです。ルールをつくって、あとは誰か責任者を決めて、その人に何かやってもらうというような感じで、あれはルールづくりの点では確かに法的なルールなんだけれども、それでは、それに関連するトラブルをどうして処理するかというと、やっぱり裁判の問題じゃなくて広い行政的な問題で、誰と誰が対立して、こっちが勝てば、こっちが負けるというふうな形ではなくて、やっぱり全体的ないろいろな利害要求をとにかく意見を聞きながら処理していくというので、あれを見て、これはやっぱり基本的には行政的な問題対応で、その行政的に処理するのがいい問題と法的に権利、義務と、対立当事者という形で処理するのは分けて考えていった方が、今後は、良かれ悪しかれ行政が法を実現するという局面というのは、増えていくと思うので、そういった視点を付け加えてはどうかと感じたわけです。

土井座長 今の点は、法教育で日本国憲法教育をどうするかという問題があって、憲法教育の傘の下ですると、立法、行政というのが明らかに出てくるんだと思うんです。今お伺いした点は、多分利害関係が多中心的な問題の相互調整とそれから原告、被告のように2面的な対立関係になる問題と、その手続をどう整理していくかというのは確かに御指摘いただいたとおりの問題で、行政的な視点を加えるということは、日本国憲法教育の方でどう受けとめながら考えていくかということだろうと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

私の方から1点。私自身はいつでもお聞きできるんですが、やはりここでお聞きしたということが重要なのでお伺いしたいのが1点。

この自由と平等と公正をどういう形で整理づけて教えるかということは、なかなか詰めて考えると難しく、先ほど大杉先生の方から出たように、権利、義務、責任というのは、どちらかということその法的な組み立て方というか、構成の仕方の技術的な問題という側面があって、その背景的な価値として自由、平等、公正というのがあるのですが、これを相互にど

う関連づけるか。公正というのを上位にして、その背景に自由、平等があるというのか、それとも自由、平等を前面に押し出して公正を説明するのか、その辺りを少しお伺いしたいと思います。

とりわけこれは我々の協議会の方針決定でもあるんですけれども、およそ法というものはどういうふうにか考えるかという説明の仕方と、立憲主義的な国家、つまり、自由、公正というものに対して非常に価値ある国家において法をどう説明するのかというのが少しずれがあるところだと思えますけれども、このあたり、例えば立憲主義的なあるいは自由で公正な社会みたいなものを前提にしたときに、この3つの概念、どう説明したらいいのか。もし先生の方で今お教えいただけることがあればと思うのですが、いかがでしょうか。

田中教授 それは法哲学でも大問題で、あの辺は難しいんですけれども、ロールズなんかはfairnessという形で自由と平等の調整を考えているところがあるんです。ところが、自由で公正な社会と日本で言われる場合には、自由で平等な社会と言うよりは自由で公正と言った方がいいという側面があるのだと思うのですが、それはなぜかと考えていくと、1つは手続過程の問題を非常に重要視するという面と、それとフェア、平等というのは、これ何が不平等というのは分かりやすいけれども、積極的に何が平等かというのは非常に難しいことに由来すると思うんです。だから、それを避けると、理由なき格差あるいは不合理な格差はできるだけ少なくしよう、その理由なき格差とか不合理な格差となってくると、やはりフェアだという面がかなり出てくるんじゃないかというふうな感じではないでしょうか。

ですから、自由で公正な社会という形で議論するときの公正の中身と、それからロールズみたいにjustice as fairnessと、公正が正義だというふうな感じとでは少し次元が違うというような感じがするんです。

ただ、理解としては、法の場合はやはり自由、平等にかかわる場合でも、そのfairnessということを中心に自由と平等に関わってやっていくんだという整理の仕方が1つ考えられるのではないかというふうに思っているんですけれども。そういった意味では、平等というタームを避けるというニュアンスと、それと手続的な価値、要請を組み込んでいくというふうな観点から公正というのが理解されているのではないかというふうに理解して、法の役割なんかを考えるとときには、自由で公正な社会のインフラだというのは非常に説明しやすいと思います。

ですから、自由と平等を越えたフェアな点はその上位概念としてあるというのは、非常に論争的な概念を1つfairnessの中に持ち込んで議論していくということになるのではないかという気がして、一般的に何が公正かというふうに理解されていくと、少し自由と平等とは違うもう1つの公正というものを使ってもいいのではないかという感じがしているんですけれども。

土井座長 そのフェア、特に自由を実現する上で、あるいは平等を実現する上で、法が果たすべき役割ということ考えたときには、特にフェアということが重要なのではないのでしょうか。政治でも経済でもやっぱり自由が実現されたり平等が実現されたりするわけで、その中で法的なものが果たすべき役割、法によってこうした自由などを実現するために必要とされるというか、重要視される概念としてフェアというのがあると思うのです。そう捉えると、恐らく平等の中でも結果の平等というのは余り射程に入っていないので、機会の平等だとか形式的平等というのがやっぱりフェアの概念に近いのではないのでしょうか。

法は、自由も自由そのものを要求しているというよりは、一人一人に対して適切に配慮して、そのあり方についてフェアに接すると、当然自由というものの尊重というのが導かれやすいといった、そういう説明の仕方もあるのかなという感じも持っているのですが。

田中教授 フェアな枠組みというふうな観点から、法が自由とか平等に関わり合っていくという説明が比較的分かりやすいと思います。

土井座長 justice as fairnessという考え方は基本的にそこがあつてかなと理解しているのですが。

田中教授 法システムのレベルまでおろしてしまうと、そういう今、土井さんが言われたような理解になった方がわかりやすい。

土井座長 そうですね。もっと上のレベルでいうと、また別の問題がありますけれども。

安藤委員 土井座長の後に質問するのはすごく恥ずかしいんですけども、ここを読んでいると、正義というところで、例えば実質的正義とか形式的正義とか手続的正義とか出てきますけれども、ちょっとこの前1つ、ある事件をきっかけに思ったことがあつて、例えばその精神的な正義ってありますよね。人間の心情としての正義というんですか。例えば法的なものからいけば、こちらの方が正しいということでも、心情的に客観的にこういうふうに見ていると、これは法的にはそうであるかもしれないけれども、これは心情的にそうではないんじゃないかということって出てくると思うんです。例えばこれからの時代に、正義ということ自体をどうやって小・中学生に教えていくかということに、人間としての正義感みたいなものをどうやって理解させるのか。あるいは、それは全く切り捨ててしまつて、こういう法的なところから絡めて教育していくのかということをし少し疑問に思うのですが。

例えば、遺産相続のことで、この遺産は長男に譲るといふ書類がその死後3日から4日たつて出てきて、でもそこで働いていた人たちはみんなそうじゃない、次男の方についていってしまったということがあつたような事件で、その法的な手続上は正しくても、要するに、何というんですか、人間関係とかそういうものから見るとそうではないという判断がつくことってたくさんあると思うんです。そのようなことは、どういうふうにこれから考えていったらいいのかなという、ちょっと私の非常に単純な疑問なんですけれども。

田中教授 先ほど一番最初に小林さんがおっしゃつたことだと思つるので、法的にはこうなつてはいるけれども、それを貫徹してどうなるかという問題で、やはり1つは、法的に解決したから、すべてトラブルが全部解消をするという見方は捨てた方がいいと思うんです。法的な解決というのは、やっぱりしょせん法的な解決で、その権利、義務関係の裁定だけなんであつて、やっぱりあとはもう心理的な物事もあるし、お金の問題もあるしとかいろいろあつて、要するにそういう法的な解決というのは、要するに法的な解決にすぎないというクールな見方も要ると思います。ただ、それが非常にみんなが納得しがたい、関係者だけじゃなくて、社会一般から見てもやっぱり納得しがたいという場合には、やっぱりそれ相応の形で法の規定しているとおりに処理するのを何らかの形で修正したりやめたりしていく必要はあると思うんですけれども。

安藤委員 例えば法教育の中でどういうふうにそれを取り込んで説明できるんでしょうか。大人だとそれは理解しやすいことなんですけれども、これから成長していく過程の中で、子どもたちのやっぱり精神的な問題とかいろいろなことを考えると、伝え方が難しいのではないかともし思うのですが。

田中教授 それは先ほど話題になった時効の制度と同じように、本来借りたものを返すのは当然だとか、何かそういう話があるんだけど、やはり法的にはこういう仕組みになっているんだというふうに言って納得してもらわないと、納得してもらえない問題はあることは事実だと思うんです。難しいとは思いますが。

土井座長 以前、ある中学校でやっていただいた教材で、離島だったかどこかに行った際に水をどう分配するかという話になって、そのとき勝手に水をとらないという約束があったんだけど、母親が赤ちゃんがどうしても泣いたか何かで、それでつい水を与えてしまった。その母親に対してサンクションをかけられるかというのをおやりになったところがあるんです。

ルールというのはどうしても一般化が必要で、人間それぞれ違うし、事件もそれぞれ異なるんだけど、しかしそれをすべて考慮して物事を決めていくということになると大変だということと、それから彼と彼は違う、彼と彼女は違うと言っている間に、そこにえこひいきが入ったり、差別が入ったりするので、ある程度典型的に物事を決める、それがルールなんです。ところが、それで物事を決めた結果を一律に適用していくと、これは一般化してはいけなかった部分があるというのが出てくるんですよね。それをそのルール以外に個別にどれだけ修正できるかというのが小林委員や田中先生がおっしゃっていたことだと思うんです。

今の話もそうで、基本的には遺産をどうするかというのはお父さんがどう考えたか。それはお父さんが形成された遺産なわけだから、誰にどういうふうに分配したいかというのは、お父さんの遺志を尊重しましょうというのが原則としてあるんですけれども、それはその会社を形成されてきたいろいろな経緯があって、そういうものを考えたときに、じゃあ本当にお父さんの遺志だけでよかったのかなという問題が出てくる。

ですから、一般的にルールを守らなければいけない必要性和、それに不都合があったときにどういう手続で処理するのかというのを最後どこかであわせて教えておく必要があるんだろうと。ただ、それはどの順序でどういう形で教えるのかというのは、多分発達段階を考えて検討する必要があるんじゃないかと思います。

安藤委員 それってすごく子どもの成長過程の中で不信感を持つ大きな落とし穴だと思うんです。

土井座長 ただ、子どもは特に、個別にやるとえこひいきだと言うんですよね。かといって、一般的にいうと、俺のことを信じていないのかとか、俺のことはどうするんだというような議論をするので、そのあたりをうまく教育していく必要はあるんだろうというふうに思います。

それでは、時間が来たようですので、田中先生、どうもありがとうございました。

私が授業を聞いていたときからそうなんですが、先生の御説明は非常に全体をバランスよく体系的に御説明いただけるので、今日いただいたレジュメは今後の検討のために非常に重要だろうというふうに思っております。

次回の推進協議会までに、前回の橋爪先生それから今回の田中先生の御提示された内容、あるいはそれを踏まえた委員の皆様方の意見を要約して、取りまとめを作成した上でお示ししたいというふうに思っております。

それではどうもありがとうございました。

続きまして、小学校における法教育の実践と今後の在り方について、本協議会の江口委員

と筑波大学附属小学校教諭の都留覚先生から御報告をいただきたいと思います。

昨年度、文部科学省が委嘱いたしました「教育過程及び指導の改善等に関する調査研究事業」として、江口委員を中心に小学校の法教育のあり方について御検討いただいたと伺っております。

本協議会におきましても、発達段階に応じた法教育のあり方は大きな検討課題の1つと位置づけておくこともございまして、今回の御報告は今後の協議を方向づけていただく報告になるものと思います。

それでは、江口委員、都留先生、よろしく願いいたします。

江口委員 今、土井先生から説明いただいたんですけども、ほかにも幾つかの都道府県で研究委嘱がなされましたので、その研究成果を比較しながら報告したい面はあったんですが、本日はそれもできませんのでご勘弁下さい。本日は、簡単に私の方から私たちの研究の概略を説明しながら、都留先生に具体的に小学校ではこんな感じでやるべきではないかという意見をもらいたいと思います。

ちなみに、ここにいらっしゃる鈴木先生にも参加していただきまして、法律専門家あるいは弁護士としての知見をいっぱいいただきました。小学校や中学校の先生にも、法の基本的な考え方を研究を通じてご理解頂き、よかったなと思っています。ただ、それを実際教材に持ち込むあるいは具体的に教えるということは非常に難しく、今の安藤委員からの議論もありました通り、「じゃ、どうして教えたらいいんだ」ということになろうと思います。ただ、このことはもう少しずつでも実践の中で検討するしかないという気がしております。

実は、昨日まで韓国に行っていて、「日本は秩序的に動いているわけだから、法教育なんかやらなくていいでしょう」と韓国の法教育関連の方に聞かれたのですが、私の個人的な感覚からいくと、法や司法に関する見方や考え方においてやはり欠落した側面があるのではないかと感じています。

田中先生は、先ほど政治や経済とは違う見方としての法をある程度特徴的に説明されました。しかも、その法は、やっぱり政治や経済と関連しながら動いているのだから、法の限界みたいなもの、あるいは法の局面みたいなものについてしっかり視点を定めるべきであろうと言われました。この点はまさにその通りだと思います。しかし反面、小学校の教材や中学校の教材には、意外と法の視座とか法の機能とか法の役割というのは、思った以上に欠落してきたのではないかと思います。いわゆるそういう意味で、小学校の中でもやってみたらいいのではないかと考えているのです。

レジュメをご覧くださいますと、社会認識、社会理解を通じて公民的資質の基礎を育てることが小学校や中学校の学習指導要領に書いてあります。ここで公民的資質の実態が何かということ、指摘することはできませんが、公民的資質の中には、先ほどの田中先生の指摘にもありましたように、政治や経済で行われる、あるいは政治や経済を通じて理解できる資質や考え方、将来的な態度みたいなもののほかに、やはり法的な資質もあるのではないかと思います。そして、そのような資質を目標にすべきだと思うのです。この点は、この法教育推進協議会でもかなり最初のころから指摘されてきました。「物を盗んだら悪いじゃないかと、特に万引きは悪いのに、何でちゃんと教えないんだ」と指摘がありました。これは確かに悪いんですが、それと同じように契約を守れというのもしっかりと教えないといけないし、それからやっぱり裁判官の決定に対してはちゃんと従えというのもしっかりと教えない

ばいけない。それをやっぱりバランスの中で考えていくようなことをだんだん小学校のころから経験する必要があるんだろうと思っています。

最初に私は小学生や中学生も、法やルールあるいは家族の決まり、あるいは地域の決まりに囲まれて生活しなければいけないという局面が来ていて、それをプラスに考えたりマイナスに考える学習を経験的にやる時代になったと思っています。要するに、仕方ないから渋々守る、何か問題があったら、法を表に出すという時代ではなくて、各人が法の基本を、それぞれに考えることが大切ではないかと思います。しかも、法に囲まれていることをプラスに思う心が必要ではと思うのです。

2番目に、小学校の法教育の例については、お配りした冊子に幾つかの教材があります。後ほど都留先生がプライバシーの問題の教材を説明されるとと思いますが、目次だけ見ていただくと、例えば家の決まりと社会の決まりは同じなのか違うのかという学習があります。この点は、考えようによっては同じという説明もできます。それを子どもたちが、例えば先生の教材に従って両方から考えるという経験が必要ではないかというようなものが、決まりの問題の教材です。

それから、小学校の道徳教材ではすばらしい教材があります。約束は守るんだよ、でも人の命は絶対守るんだよというような教材ですが、実はそういう作品を途中まで利用して考えてみると、本当に悩んで、悩んで、あるいは先ほどの田中先生のお言葉を借りれば、自由、平等あるいは権利、義務、そんなものをいろいろ考えた上で、こう決定したんだよという決定のプロセスが見えてきます。すなわち道徳の教材を一気に見せないで、途中で切っていって考えてみると、法の見方や考え方が学べると思うのです。その他報告書には、特別活動や道徳の中で考えさせる契機を与えるような教材がいくつかありますので、後ほどご覧頂ければと思います。

社会科の中の例ですが、私は田中先生の著作から学んだ、に依じて配分する場合の教材も示してあります。原理、配分的正義の学習は、結構子どもたちにはおもしろそうに思います。私的関係だけではなくて、公的関係から、色々な基準や原理に基づいて考えることを楽しそうにやります。ある時は親や家庭の考え方に基づいたり、学校で学んだ考え方に基いて意見を述べます。こうした教材が大切なんだろうと思います。責任は価値なのか、手続なのか、枠組みなのかという学習なども結構子供たちにも分かります。できるだけ責任というものを義務的に考える場合と、制度枠として考える場合もあります。このようにいろいろ教材を例示しましたが時間がありませんので、後ほど冊子を見ていただければと思います。

それから、最後にもう1つだけ述べさせて頂きます。法意識の調査に関して、概して言うと、小学校の3年生と小学校の6年生では、小学校の3年生の方が、これは多分家庭の影響あるいは親の影響、あるいは発達的に見て、正しいものにあまりぶれはなく、正しさについて自分の考え方をもっているような結果が出ています。小学校6年生になればなるほど、総合的に考えようとする、あるいは、例えば2人乗り禁止をどう考えるかという時でも、場合によってはいいじゃないかと数字が高くなっています。現実には2人乗りした経験もあり、ケースごとに考える傾向があります。今回の法意識の調査で出たようなことが多分一般的傾向としてあるんだろうと思います。私は今こういう意思決定、あるいはこういう意識を持っているんだけど、実はこういう意識だって大切だということを知っているという形で経験できれば、子供たちの法意識というのは、今よりももっと広がる、あるいは深まってい

くんではないかと思います。そういう意味で、法意識の問題も書いてありますので、後ほど見てください。

なお、この法教育推進協議会の議論ではないかもしれませんが、スパイラル的な教育によって法的資質を育てるということの意味みたいなものをもっと議論して、小学校、中学校、高等学校における法や司法のあり方、学び方みたいなものをぜひ教材として作っていくと、社会的な意味が出てくるだろうと思っています。

そんなところで、あとは都留先生にバトンをお渡しします。

都留教諭

初めまして。筑波大学附属小学校の都留といいます。今、何か非常に高次な話をされていまして、私からすると、小学校の段階というのは、もっと普通の生活の中で考えるということなんだろうなと思いつつ聞かせていただきました。

まず、分かっていたきたいことは、今、江口先生がちょっとお話をしたんですけども、小学校1年生から6年生までということになりますと、発達の中ですごく成長の様相が違ってきます。例えば1年生、2年生、低学年と言われる段階では、例えば決まりということに対して子どもたちは守るべきものだというふうに考えていると思います。家庭でも言われていて、家庭のルールがあったり、学校のルールがあったり、そのルールに従うのがまず低学年の子どもたちなんだろうというふうに思います。それが中学年になってくると、だんだんその中に自分が入ってこられない、つまりすべて100%言われていることを守れない自分というのも段々分かってくる時期ではないかと思っています。その中でいろいろな葛藤が多分起きてくる、そういう時期だと思うんです。高学年になってくると、決まりというのはつくれるんじゃないのかという、1つ抽象的な議論が少しできるようになってきます。そういう発達段階の中でルールというのを考えているというのが小学校の段階だろうというふうに思っています。

今少しお話ししたことは、生活の中で起こるような決まりのことなんですけれども、もう1つ学校では「決まり」という言葉があって、それは各教科の中で「決まりを見つける」という言葉があります。それは、例えば算数とか数学の定義です。それから、理科とかの「これが決まりだよ」という言い方の決まりです。子どもたちはその両方をうまく使いながら成長していきます。片一方、決まりというものが1つ真理、向こうに何か正しいものがある、それを見極めようという態度と、もう1つは決まりというものが自分に与えられているもので、それは段々高学年になっていくと、変えて自分たちが作り出せるものというふうに変わってくるというふうにも捉えていいと私は思っています。そのような成長の過程の中でお話をさせていただきたいと思っています。

そこにレジュメでお示ししました内容をもう少し具体的にお話ししたいと思うんですけども、例えば低学年の児童にとっての決まりというのは一体どんなものかと思ったら、先ほど言いましたように、決まりというのは自分が与えられるものかと思っているし、幼稚園の子どもたちの方が、こういうふうにするべきだよという、それは言うことをよく聞く、守ろうとするというのが特徴だと思います。それが生活科とか、生活科というのは、生活の中、いろいろな生活習慣の中で体験的に学んでいくんですけども、そういうものとか道徳とか、先ほど出てきました特別活動とかというものの中で段々学校の決まりというものを学んでいきます。

中学年になってくると、今度はそういう決まりを段々自分たちが身につけていくんですけども、ギャングエイジとかいろいろありまして、私の学校にもちょっと破ってやるかなと、その方がちょっと楽しいぞといった連中がかなり出てきます。先生の目の届かないところで少しおもしろいことをやってみよう。それがおもしろいんですけども、楽しいことをやってみよう。それで、ちょっと目の届かないところでこちゃこちゃ色々なことを始めます。その中で、ここまでは許されるのかな、ここまでは許されるのかなって、こうやっていくのが大体中学年ぐらいです。そういう自分がいて、今までとは自分はちょっと違って来たということをもまず認識し始めます。教科として社会科とか理科とか算数の中で、先ほど言いました決まりを見つけるといった活動も出てくるのは中学年ごろです。

高学年になっていきますと、今度は自分たちが、1つは低学年の子どもたちの面倒を見るという活動が出てきます。そうすると、初めて自分たちが決まりを守らせる立場になります。そのときに子どもたちがほとんど言うのは、私にそんなことはできない、今まで破ってきた人間が言えないとかということを行います。それは先生たちもそうなんだよみたいなことを言うんですけども、「でもやらなければいけないことと守らせなければいけないことと、そうじゃないことってやっぱり考えるんだよね」というようなことから、子どもたちが何をどのように低学年の子どもたちに伝えていくのかということが出てきて、子どもたちが自己責任だとかということも考えるようになります。グループのリーダーとしてどうしたらいいのかということから、そういうことが出てきます。教科でいうときには、自分たちが教科書に載っていない決まりを見つけるとかという活動も出てきます。そうすると、先ほど言いましたように、決まりを作るという活動にも入っていくわけです。その中で、子どもたちが学校の特別活動の中で、学校の新しい決まりを作りましょうといったような活動もたくさん出てくるので、子どもたちが自分たちで、1つ学校の自治のようなものですが、そういうものもやるということの経験をするわけです。

そういう中で、今回お話ししたいのは、高学年における学習ということで、プライバシーの問題を取り上げたという学習です。

私自身は、社会科を専門でやっていますが、本校はほとんど専科でありまして、国語、算数、理科、社会、音楽、図工、体育、ほとんど専科でやっております。中学と同じと考えていただければ大体理解できると思いますが、そういう状況です。

それと、もう1つ、総合というのがあります。総合的な学習の時間というふうに言われている時間ですが、うちの学校は総合活動という名前でやっています。総合活動という時間を使って今回はやりました。なぜかといいますと、社会科の中にこういう学習をする目標がまずはありません。内容的に、ではどのように理解するかということから入っていったわけですが、今回出てきたのは、ちょうど5年生を持っていたのですが、5年生の学習の中に情報通信をやっている産業というのがあって、そこで働いている人たち、携わっている人たちがどんな苦労をしているのかなという勉強をすることが考えられました。その情報通信というのは私たちの生活にどのように関わっているんだろうかという社会科の学習があります。その内容の中で必ず出てくるのが、子どもたちのプライバシーだとかいう問題があるんですが、それをここで発展的に取り上げようという形で授業をしました。

5年生の社会科の「情報産業に携わる人々」というのは、先ほどお話ししたように、普通は1つはテレビとかそういう放送ですね。テレビでどんな情報を流しているのか、その情報

を自分たちはどう使っているのか、その情報は自分たちにとってどんな役割をしているのか、その作っている人たちはどんな工夫や努力をしているのかという学習をします。1つは情報は作られているんだという学習もするわけですが。

その中で、実際に取材を行っている人たちにインタビューをしたり、その様子を調べていたりします。そこで、子どもたちが言う中によく出てくるのが、「取材をするときにその対象の人のプライバシーをどう守るかという問題があるんだよ」というふうに話してくれます。それは素直に受け取れば、そこで「ああそうなんだ」で終わるんですけども、丁度このときに個人情報保護の問題があったりして、少し子どもたちの意識が高まってきたということもありまして、じゃ発展的に取り上げてみようということで授業を展開しました。内容としては、プライバシーが自分自身にとって、または人々にとって非常に重要なものであるということ学習したいということから始めたわけです。

その内容を、学習指導要領の中から取り上げるとどうなるかということ、そういうことが書いてあるのが、実は先ほどお配りしてあると思いますけれども、「『法教育』に関する実践研究」という中の28ページに書いてあるんですけども、5年生の情報単元と私たちは呼んでいます。その学習の中では、情報の有効な活用というのが大切なんだよといったようなことを勉強するんですけども、そこだけではやっぱり済まされない問題があるので、そこを発展的に取り上げたいというふうに考えました。それから、教科書の記述として、そういう勉強をしているときに出てくるのは、最近ITの問題があって、ホームページなんかをつくるときに、ホームページの中にはこういう情報は流しちゃいけないんだよといったような、ちょっとしたルールが載ったりしています。そういうのはやるんですけども、では自分たちが積極的にプライバシーを守るということについては学習はしません。

ところが、実際には実生活の中で子どもたちのプライバシーというのはかなり脅かされている部分があるのが事実です。例えば、「学校から帰るときに、変なおじさんが写真を撮ったんだよ」と言います。うちの学校は制服なんですけれども、制服が珍しいので、よく外国の方が旅行に来られたりすると、写真を撮ったりなんかします。そういう写真があったり、それから「何か知らない間に私の写真が撮られていたみたい」とかということがあったり、それから電話がかかってきているいろいろなことを聞かれたといったようなこともあったりするんです。実際にインターネットなんかを使っている子どもたちもたくさんいまして、高学年になりますと、そのインターネットなんかを使っているときに、ホームページの場面が変わって、そこに名前を打ち込んでくださいとか、アドレスを打ち込んでくださいとか出て、素直に打ち込んだら良かったとかいうことも実はあります。そういうものが、色々なことが実は子どもたちのところにどんどん押し寄せてきているのも事実です。そういうことを1つ考えてみようじゃないかということで、この単元を立ち上げました。

内容としてはどういうことをするかということなんですけれども、4時間という時間を割いて計画をしたんですが、まず第1が、プライバシーと利益と費用というものです。子どもたちに利益と費用と言っても、まずわからないので、こういう言葉は使わなかったんですけども、自分たちが守りたいものって何か、隠したい、そんなに人に知られたくないものは何かというような話です。自分たちの生活の中で人に知られたくないとか、それから見られたくないとか、ほかの人に邪魔されたくないとかということってあるかということから始めました。丁度色々な身体検査とかがあった時期で、身体検査のときに女の子が体重を計って

いても、男の子がそれをのぞける状態にあるとかあるんです。そんなことがあったり、それから友達同士で話していると、「何、何」とかってわざと聞いて、それをほかに広めたい男の子がいたり、色々な子がいるんです。現実の生活の中でこういうことが出てきます。

そういうのを隠したらどうなるのかという話です。例えば「身体検査で体重を知られたくない、だから、体重を計らなかつたらいいじゃん」ということでいいのか。計らなかつたらどうなるのか、そもそも必要なのか、何で私たちはそんなことをやらなければいけないのかという話になっていく訳です。実は、身体測定には1つ子どもたちの成長というのを見取っていくための決まりがあるんだよということになります。先ほど言いました高学年ですから、自分たちはその決まりをどうやって守ったらいいのかという話につながっていくわけです。そういう時間が1時間。

そこで解決できない問題がありました。それがその2時間目が上がってくるんですけども、「個人の違いと制限や限界」というふうに書きましたが、ある子は自分の体重を知られることについて「いいじゃん、ちょっとぐらい」というのがいます。ある子は「絶対駄目」というのがいます。その「絶対駄目」というのと「ちょっとぐらいいいじゃん」、「そんなの関係ないじゃん」という子がみんないたら、共通理解するためにはどうするのかという話です。同じ土俵に上がって、自分たちがやるべきことというのは、1つルールが必要ではないのかという話です。そういうことを話し合ってみようじゃないかということでした。

その2時間目を公開しました。そのところを少し詳しくお話をしたいと思うんですけども、この報告書の30ページにその一部が掲載されています。少し読ませていただきます。

第2時、「個人の違いと制限や限界」。

第2時の授業では、「プライバシー」の範囲には個人差があることや「プライバシーの権利」には「制限や限界」があることに気づくことを目指した。実際の学習の主な流れは次のようになった。前時の学習を元に、身近にあるプライバシーに関わる問題を想起して学習に入った。

一番最初に、「秘密にしたいことってどんなことがあった?」、前の時間に話しました。例えば、泣いた時の写真や交換日記のような見られたくないことがある。それから、自分の失敗や好きな人の名前、友達との約束。知られたくないこと。それから、秘密の場所。他の人に入ってきてもらいたくないところ。グループの中に入ってきてもらいたくないとか、そういう意味ですね。

「秘密にしたいことって色々あるんだけど、体重測定の時に体重を隠す人がいるよね。記録する人が迷惑に思って、文句が出たりするよね。文句をいわれるのに、どうして体重測定の時に体重を隠したがるの?」と。「体重が分かるのは恥ずかしい」とか、先ほど少しお話したことです。何かいわれるのが嫌とか、男子が冷やかすから。男子が悪口をいうから。僕は、そんなこといわないとか、いろいろなことが出てきます。ふざけているんだから、いわれてもいいじゃないの、ふざけているんじゃない、それぐらいというような意見も出てきます。

「隠さなくてもいいという人がいるようです。隠さなくてもいいというのはなぜか」。別にはずかしくないと思う。別にどうでもいい。気にしなければいい。色々言われても隠したいほどじゃない。成長しているんだから、当たり前といったような。

「人によって隠したい程度が違うようだけど、絶対隠したい人と、あまりかまわない人と

いるようですが……」と言うと、人によって違うと思う。

個人差かと言うと、お母さんならいいけど、お父さんは嫌とか、人によって違う。

それから、「相手によって違うと言うこと？じゃあ、相手がどんな人だったらいいの？どんな人だったら嫌なの？」と。子どもたちの意識がここで随分出てきます。お父さん、太ったっていうから嫌とか、うちは何も言わないから大丈夫。大きくなったって喜んでるみたいとか、仲のいい友達には言えるとか、お互いに秘密よっていうことにするとか、それから私は、友達も駄目。友達がそのまた友達に言ったりするからとか。その時は、友達のもみんなばらしちゃうとか。これ報復手段ですね。

それから、「お互いに秘密にしようという約束があるということ？」って言うと、信用できる人ならいるけど、冷やかしたり悪口いう人には秘密にしたいとか、信用できても言わない。絶対嫌だから。保健の先生や記録している人は知っているんだから、仕方ないじゃないか。絶対嫌とかは、わがままだと思うとか出てきます。それから、わがままとは違うと思うと。嫌だと言うことが分からない人がそういうことをいうと思うとか、やりとりが出てきます。

それから、じゃあ「君たちのいいたいことはこういうことかな？嫌だという気持ちにも人によって強さが違うけど、相手によっても気持ちの強さが違う」、そう言うと、仕方がない人はいるけど、自分から知ってほしいと思わないとか、体重より、もっと大事なことがあると思うけどなあとか、いろいろ反論が出てきます。

「体重より大事なことってどんなこと？体重を隠さない方がよい時はないの？」とかというふうに出てきて、それは制限されるものもあるんだよとか、限界もあるんだよというような話に展開していくわけですけども。

この中で子どもたちの意識がああこうなのかと思ったのは、一律に、じゃここまでという線は子どもたちにも引けない。人によって違う。例えばある子は先生に知られていてもいい、ある子は先生も嫌だという個人差がある。さまざまあるということに気がついてきます。第3時に、そういう問題を解決するためにはどうしたらいいのかということ議論します。

討論にあたっては私から子どもたちに問題を解決する一つの手段をモデルとして提示したのですが、子どもたちがそのモデルを一旦使ってみて、当てはめてみるんですけども、当てはめてみて、いや、ああだこうだとまた意見が出てきます。そこで、そのモデルは正しいのか、君たちはどういうふうにしたときにみんなが納得するのかということになります。それで、最後に自分たちはこういうふうにしたんだけど、一般的にはどういうふう守られているんだろうねという話をして、放送に携わっている人たちはそういうプライバシーという問題をどういうふう解決しているんだろうねというふうにして社会科の学習に戻っていくという活動をしてみました。

こういう実践をやったときに1つ思えることは、子どもたちにとってこういうことを学習することは、やっぱり意味あることではないかということです。というのは、自分たちが考えていることが一般社会にも当てはまるということが理解できるからです。それから、もう1つは、自分たちが自分たちの決まりを作って自分たちが守れるということが、自分たちだけではなくて、大きく言えば、この子たちは今6年生になって、今度政治の勉強をするんですけども、そのときにその学習が生きてくる。「そういうふうに行っていることが地方自治や国の政治と同じ形に実はなっているんだよ」というようなこと、それから「ルールとい

うのは自分たちがつくっているんだよ」ということから、法律というものが身近になってくるといのは事実だと思います。

それと、今度は限界の話なんですけれども、やはりこういう時間を特設でつくることはそのときでしかないので、本当は先ほど少しお話ししたように、低学年、中学年、高学年ぐらゐのレベルで、2学年同じぐらゐのレベルでいいから、1つのつながった教育課程というものが必要だろうなというふうな感じはします。なぜなら、そこがきちんとつながっていないと、突然高学年で、「じゃあ、プライバシーについて考えましょう」といっても、相当抵抗はやっぱりあるだろうなと感じますし、子どもたちの考えを引き出すのにかなり時間がかかるということは言えると思います。低学年から少し意識をして、先ほど言いましたように、守るものからだんだん見えてくるようになっていく成長過程をうまく取り入れながら、学習課程に組み込んでいくということは必要ではないかなということを感じます。

もう1つ、先ほど少しお話しした中に、3年生で交通ルールのことが出てきました。交通ルールは社会科の学習で、交通事故をどういうふうに解消しているのか、警察署の人たちはどんなふうになっているんだろうというようなことを学習します。そこでよく出てくるのが、横断歩道の歩行者の方の点滅というのは何回あるかと数えさせるんです。実は車道の幅と点滅の回数は関係があるということも学習するんですけれども、いろいろな工夫がされています。事故が起きないようにいろいろなことが工夫されていて、努力されているということが子どもたちは分かります。分かりますが、実際に調べてみると、交差点での事故が一番多いということに気がついていきます。そうすると、子どもたちは何に気がついてくるかということ、決まりじゃない、交通ルールじゃないかもしれないと言います。人だから、人が守っているかどうかということが一番大事なんじゃないかと子どもたちが言い始めます。その問題が中学年はやっぱりあるんだろうなと思うんです。

先ほど道徳的な問題と法の問題をどう絡めていくのかということが話題になりましたが、本当は中学年ぐらゐのときが一番難しいのかなというようなことも感じています。

短い時間で言い尽くせませんが、このような実践をしたということで報告させていただきました。どうもありがとうございました。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換を行いたいと思いますので、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見があればお願いいたします。

高橋委員 前段の低学年、中学年、高学年でそれぞれ決まりに対する意識が違うという論議なんですけれども、小学校、例えば教科の中であるとか特別活動の中で、その学校の中で決まりをつくる体験というのは、かなり機会としてはあるんでしょうか。

それから、もしもおわかりでしたら、それが中学校になればどれぐらいになるのかということも教えていただきたいんですが。

都留教諭 特別活動という活動があって、その特別活動というのは、ある意味、自治的な活動なんです。学級会を開いて、自分たちで色々なことをやっていこうかというような活動があるんですが、先ほどお話ししたように、子どもたちに発達段階があるので、低学年のときに、「じゃ、学級会を開いてみんなでクラスの決まりをつくりましょう」といっても、お題目がいっぱい出てきて、それをどう選ぶかという話に大体なります。それを先生がそこに入ってきて、うまく調整しなければいけません。そういう段階です。ですから、現実的には、決ま

りをつくるというよりも、むしろ自分たちが家庭やそれまでに経験してきた決まりをそこに出してきて、それをいかに調整するかという、各家庭で教えられている違いを、何かそこで調整するというのが多かったです。

中学年になってくると、それがもっと現実的になってきて、「そんなこといったってできないよ」という意見が本当に出てきます。そこで、「やらなければいけないことと、もう少し緩やかにしてもいいことって何だろうね」というようなことは学級会なんかでもやれるようになります。

高学年になってくると、今度学校全体のことをどうやっていくかというリーダーになっていきますので、そういう場合には、学校のルールとかということも考えるような、そういう場が生まれてきます。ただ、それも最初はやっぱり先生のリードがあって、だんだん子どもたちのものになっていく。なるべく子どもたちの発意とか意見とかが出てきて、それをまとめるようにしていきたいというふうに考えて、そういうふうに指導してきているということです。ですから、割合に高学年になるといろいろな決め事を自分たちが背負っていくというのは機会はあるんじゃないかと思います。ただ、それもやっている学級とやっていない学級といろいろあるので、現実的には一概に全部というのはちょっと難しいところはあると思います。

土井座長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。ございますでしょうか。

江口委員 韓国ではマンガを利用して教材を作っているんですけども、低学年のころからむしろルールをつくるという経験をもっと充実させないといけないと思うんです。韓国でもアメリカでもやっているように、低学年のころにどこかである規範をそのまま守っていく、「こうあるんだから、守りなさい」という経験を最初のうちにやってしまうと、それが固定化してしまう可能性があるのでは。例えば今回の法意識調査でいいますと、プライバシーの関係で、「答えたくないものを書きなさい」というといっぱい書くんです。でも、実はこの中でも、「いいよこのくらいの情報は伝えてもいいよ」というような性格になってくれた方が僕らはいいいんです。だって、自分の情報は自分でコントロールしていくわけですから。これまでの教育の流れみたいなものは、どこかで、例えばルールづくりに関しても、考え方をちょっと変えることができるのではないかと期待しています。

都留教諭 教科の違いというのも実はあるんです。私は社会科なんで、詳しいことは言えませんが、例えば体育なんかでは、体育でやるいろいろなゲームのルールというのは、低学年から大体話し合って作ります。それは、こんなふうにしたら危険だよとかというのが具体的に見えるからです。ですから、多分低学年でもできるんだろうなというふうに思うんです。ですから、多分低学年で今、江口先生が言われたような形でやるためには、場とかそれから提示された問題だとかということが非常に具体的なものになるということなんだろうけれども、そこをもう少し研究すると、江口先生が言われたようなことが実現できるかなとも思います。

大杉委員 ぜひお聞きしたかったことが1点ありまして、江口先生の話とも絡むんですけども、1，2年生でやります生活科、自分たちで遊びをつくる。それで、そのときにルールや決まりをつくった方が楽しくなることを学ばせましょうという項目があると思うんです。その経験が1，2年生で授業にあれば、中学年、高学年のところはどううまく影響されてくるのかというのをぜひお聞きしたかったんです。生活科はルールがある方が楽しい、ルールは

自分たちのためにあるという経験と自分たちでルールをつくるという経験を小学校1, 2年生で失ってしまうというのが現行の指導要領で示されているんですけども、それがどう3, 4年生, 5, 6年生に、影響してくるのか。全部は守れないよというところは非常によく分かるんですけども、その辺りをどういう影響といいますか、いい影響があるのかなというのを是非教えていただきたかったです。

都留教諭 私の学校は生活科という名前じゃなくて、低学年総合活動と言っているんです。少し学習指導要領でうたっていることと違うことを多分やっているんだと思うんですけども、はっきり言うと、今言われたようなことが私の学校で具体的にこういうんだというのがあるとなれば、それは実は学校全体で学校を全部子どもたち開放しまして、ジャンボ遊びって遊びをさせるんです。自分たちが遊びを企画したところにお客さんに来てもらって遊びをするという、一日中遊びのそういう学習をやるんですけども、そのときに低学年の子どもたちなんかはどういう経験をするかという、まずルールがうまくできないんです。どんなことが起こるかということがまず予想できない。なので、失敗経験をたくさんします。その失敗した経験をどう生かしていくのかということを経験するためにそういうことをやるんですけども、生活科も同じですが、体験をしながらルールというのが必要だよということがまず学習されなければならないというふうに思います。自分たちがどこまで予想するのかということがまず分からないといけないだろうなと思います。

それから、もう1つはその責任を自分たちがとる。うまくいかなかった責任は自分たちがとるという原則があります。そこで初めて、子どもたちは考えます。でなければ、ほとんどの子どもはそういうイベントをすると、多少何かがあっても、終わった達成感で、よかった、よくできたとなります。ですから、体験的な活動したら、必ずその目当てを持ってやって、その目当てに沿って自分たちがやれたのかどうかということを経験しなければなりません。そこをジャンボ遊びという遊びでは自己責任ということで作らせることになっています。

そうすると、自分たちの責任で、次は「じゃ、どうしたらいいんだろう」ということが問題になってくる。それから、そういうことを経験しても、先ほど言いましたように、いろいろなルールをつくったって、ちょっと守らない方がおもしろいんだよというのは、先ほどお話ししたのは、要するに発達段階の中でそういう時期があると思うんです。それはいけないというのではなくて、その時期にやっぱり我々が指導して関わっていく部分というのはあるだろうと思います。それはいけないというのではなくて、その時期にこそやれることというのが多分あるだろうと思うので、そういう意味で先ほどのルールとか決まりとかという面から考えたときに、何らかの指導があってもいいだろうなというふうなことを感じます。

そんなところでいいですか。

土井座長 よろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございました。

小学校の発達段階と結びつけたお話も興味深かったですし、私個人的にはプライベートの授業の内容も非常に興味深くて、実はこれもスパイラルで教えていく必要がある内容の1つだろうなと思っております。

先ほどの田中先生のお話の中にも権利ということが出てきましたが、このプライベートというのは権利の中では若干性質の違うというか、人の弱さそのものをみんなで守っていくみたいなのところがあって、本当のことだけが意味あることなのか、真実だけで世の中で上がっているわけじゃないだろうというのを教える部分でもあるものですから、多分教え方はな

かなか難しく、発達段階に沿って教えていかなければいけないんですね。体重の話が出ていますが、その体重が真実であることはそのとおりなんで、真実を言って何が悪いと開き直られたときに、そういうものを言うべきことじゃないんだよということをどのようにして教えていくかということが、大事な点ではないでしょうか。

と同時に、ここにも出ている友情の問題とか家族の問題とか、要するに信頼関係の問題ですね。信頼関係の中でのみ明かせることというものが人間にはあるんだと。そういう空間を守っていかなければ、一緒に生きていくことなんてできないんだということを教えていく内容でもありますので、これも中学校、高校を含めて、全体でどう位置づけていくかというのを今後考えていければと思います。

江口先生、都留先生、ありがとうございました。

最後になりますが、裁判員教材の方の進展状況について御報告をいただきます。

今年の2月に協議会におきまして、「今後作成する裁判員教材のねらいや伝えたい内容の取りまとめ」について了承されましたので、その後、3月17日から4月21日までの間、意見募集を行いました。本日は意見募集の結果を含めまして、その後の裁判員教材の進展状況について、刑事局総務課裁判員制度啓発推進室の石神局付から御報告をいただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

石神局付 御了承いただきました内容につきましては、「裁判員教材の在り方（中間まとめ）」ということで、3月17日から4月21日までの35日間、法務省のホームページに掲載し、意見を募集させていただきました。

その結果ですが、11件の貴重な意見をいただきました。内訳といたしましては、個人が8名、団体が3でございます。

別添として、いただきました意見をつけさせていただきましたが、応募者の特定にかかわる部分につきましては伏せさせていただいております。

意見の概要でございますけれども、具体的な教材案の提言等もいただきまして、「刑事裁判が変わる」というテーマをつくった上で、生徒に調査活動をさせて発表させてはどうか、あるいは、裁判員としてのロールプレイング、これを取り入れたらどうかという御意見もいただきました。また、主権者としての積極的関与姿勢を養うという観点から、裁判員制度を題材として模擬裁判、さらに模擬評決ということで授業を実践した方の教育論文、これも寄せられたりしております。

裁判員教材の作成部会におきましては、3時限で授業を行うということを前提に、模擬裁判及びその後の討論、これを通じて裁判員制度の意義、これを考えていただくということで、現在その模擬裁判に使用するシナリオ等の作成に当たっております。

今後いろいろな意見を取り入れさせていただきまして、よりよいものにしていきたいと思っておりますけれども、またその進捗状況につきましては、こちらの協議会の方に報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

この件につきましては、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、今後も裁判員教材作成を進めていただきまして、適宜本協議会にもその内容を

御報告いただくとともに、模擬授業等が行われることになりましたら、この推進協議会からも積極的に見学に行くという形で進めていきたいと思いをします。

それでは本日の議事を終了いたします。

どうもありがとうございました。

了